

「信書」の基本的な考え方とは？

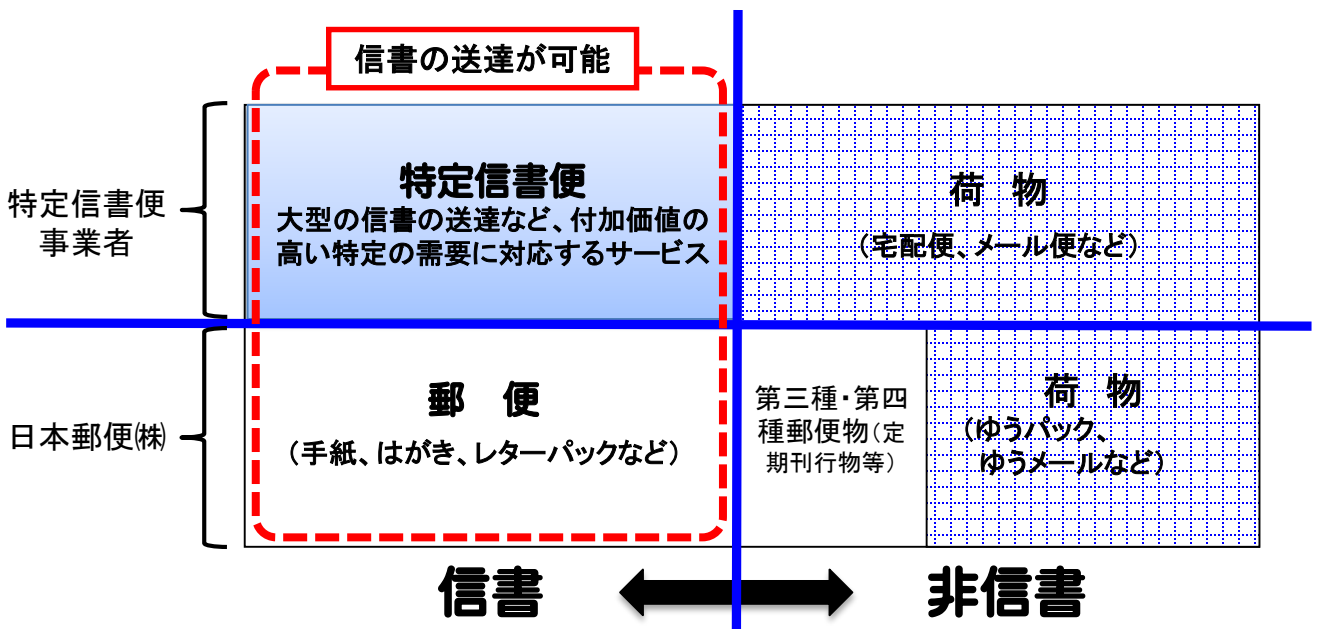
「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)に定義されています。

- 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者。
(〇〇様、△△会員の皆様、□□購読者の皆様、〇〇大学卒業生の皆様など)
- 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に関わり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。
(契約満了の通知に併せた契約継続の案内、車検満了の通知に併せた車検割引の案内、案内、レセプト(診療報酬明細書等)の送付など)
- 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。
(DVD、USBメモリー等に電子データとして記録されたものは、人が知覚によって認識することができないので「文書」には該当しません(信書ではない))

信書はどのサービスで送れるの？



現在、信書を送ることができるのは、日本郵便株式会社と特定信書便事業者だけです。原則、総務大臣の許可を得ていない民間事業者は、信書の送達できません。



特定信書便事業の概要

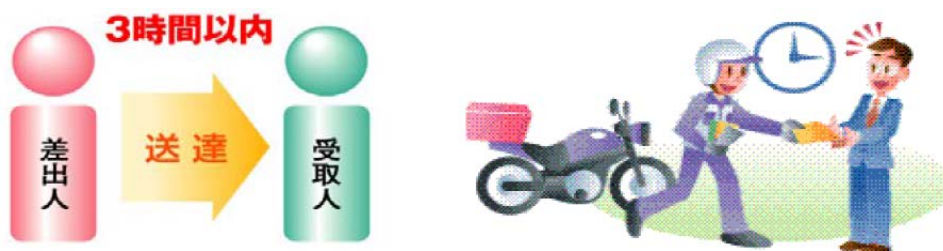
【特定信書便事業とは】

創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスを提供する「特定サービス型」の事業で、次に掲げるサービスの種類があります。

- (1) 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務



- (2) 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務



- (3) 高付加価値を付けその料金の額が800円を超える信書便物を送達する役務

